

内閣参質二〇三第三一号

令和二年十二月十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出「毎月分配型投資信託」金融商品の収益調整金分配による構造的な元本割れの可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出「毎月分配型投資信託」金融商品の収益調整金分配による構造的な元本割れの可能性に関する質問に対する答弁書

収益調整金については、追加型投資信託（元本の追加信託をすることができる投資信託をいう。ただし、公社債投資信託及び上場投資信託を除く。）において、新規の受益者が購入し、追加信託がなされたことによつて、既存の受益者の分配可能額が減らないよう、収益の分配の公平性を確保するために設けられているものであり、現時点で制度変更は検討していないが、必要に応じて適切に対応してまいりたい。